



令和 6 年度 釧路市介護給付適正化 ケアプラン点検 結果報告

釧路市福祉部介護高齢課介護給付係

ケアプラン点検とは

- ▶ 作成されたケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかを、基本となる事項を検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促し、資質向上を図ることを目的としています。（介護保険最新情報Vol.38 参照）
- ▶ 保険者が行う介護給付適正化の主要3事業の1つとして、ケアプラン点検を実施しています。

ケアプラン点検の流れ

介護高齢課から対象事業所にケアプランの提出を依頼

介護高齢課及び委託先の点検者によるケアプランの事前点検

事業者と点検者によるヒアリング

点検者からの点検結果を事業所に通知

点検対象と実績

▶ 点検対象

- ・新規事業所
- ・サービス付き高齢者住宅を併設している事業所
- ・国保連システムの給付実績帳票より選定
(認定調査状況と利用サービスの不一致一覧表、支給限度額
一定割合超一覧表)
- ・その他

▶ 実績

- ・点検数 30件 (1事業所あたり1件)

点検者より結果公表 ～点検全体を通して～

- ▶ アセスメントは全般的にしっかり把握されていたが、ADL・IADLの「できること」「できないこと」の情報が、どのように利用者の生活に影響されているかまでは分析できていないケースが見受けられた。
- ▶ 地域のインフォーマルサービスなど幅広い視点で地域資源を活用したケアプランもある一方、包括的な課題や目標設定で具体性に欠けるケアプランが見受けられた。
- ▶ ケアマネジャーと介護保険サービス事業者は、良好な関係性を構築できている一方、情報の有効活用が十分にできておらず、利用者の状態変化を見過ごすケースが見受けられた。

点検者より結果公表 ～アセスメントについて～

- ▶ 認知機能の低下については、MMSE（ミニメンタルステート検査）やHDS-R（長谷川式認知症スケール）等の客観的な評価を行うことで、低下している機能がわかり、将来起こりうるBSPDの把握に役立つ。
- ▶ 課題のあるICF（国際生活機能分類）の項目が他の項目へどのような影響を与えるかなど、「各項目の関連性の視点」が加わるとさらに良い。

点検者より結果公表 ～ケアプランについて～

- ▶ 第1表の「利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果」は、「自立支援」に資するための課題分析の結果について記入が必要となっている。
- ▶ 第2表に記載する、長期目標には「個別的でユニークなゴール」を、短期目標には「誰もが望む共通したゴール」を設定するのが望ましい。また、数値化（誰にでもわかりやすい具体的な記載）の視点とアウトカム（実際に解決可能と見込まれる目標）の視点で目標設定を行う。
- ▶ 目標設定時には、利用者の「役割」を意識することで、利用者の意欲を活かした目標が立てやすくなる。